

○白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱

令和元年12月19日
教育委員会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育活動における大会等(以下「大会」という。)に出場する児童生徒の在籍する白浜町立小中学校に対し、予算の範囲において補助金を交付することにより出場経費負担の軽減を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、大会に出場する児童生徒が在籍している白浜町立小中学校とする。

(申請者)

第3条 補助金の申請をできる者は、大会に出場する児童生徒が在籍している白浜町立小中学校の校長とする。

(補助対象となる大会)

第4条 補助の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 学校体育活動における大会の成績により近畿大会以上の大会へ出場するもの
- (2) 学校文化活動における大会の成績により近畿大会以上の大会へ出場するもの

(補助対象経費等)

第5条 前条に定める大会において交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大会参加に要する経費のうち、交通費及び宿泊費とし、次の各号に定めるところによる。

- 2 補助対象経費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の額とし、次の各号に掲げるところにより算定する。
 - (1) 交通費は、学校の最寄りの駅から会場の最寄りの駅までの鉄道による普通運賃に自由席特急料金又は急行料金等を加えたものと、会場の最寄りの駅から会場まで公共交通手段を利用した場合の料金の往復分とし、料金の割引制度等が有る場合は、割引後の額とする。
 - (2) 宿泊費は、開会式前日から出場する大会終了の当日までの間、実際に宿泊した日数分とし、1泊につき7,000円とする。
- 3 主催者等(保護者及び保護者会等を除く。)から補助対象経費の全部又は一部が交付される場合は、補助対象経費から当該交付される額を除いた額をもって補助対象経費とする。

(補助金額の上限)

第6条 前条により算定した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満は、切り捨てる。)を補助金額の上限とする。

(対象期間)

第7条 交付の対象となる大会は、開催日が4月1日から翌年3月31日までの単年度とし、申請できる期間も同様とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて大会の2週間前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費算定書
- (2) 大会要項
- (3) 大会出場者名簿

2 町長は、前項に規定する書類のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる活動について決定を行い、申請者に対し白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、大会が終了したときは、その日から起算して1月以内に白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金実績報告書(様式第3号)に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費精算書
- (2) 主催者等(保護者及び保護者会等を除く。)からの交付の額が確認できる書面等
- (3) 結果報告書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る大会への出場結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金確定通知書(様式第4号)により通知する。

2 町長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金精算(概算)払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(帳簿書類等の調査)

第13条 町長は、必要があるときは、補助金を受けた者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他当該大会参加に関する事項を調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) この要綱又はこれに基く指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 申請者が、補助に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、大会の全部又は一部に出場する必要がなくなったとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類等の整理保管)

第15条 補助金の交付を受けた者は、関係書類を整理し、当該補助金に係る実績報告書の提出の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

白浜町長 様

学 校 名
学 校 長 名

㊟

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付申請書

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 対象児童生徒

氏 名
学 年
ク ラ ス 等

2. 大会内容

大 会 名
種 目
主 催
開 催 期 間
会 場

3. 交付申請

申 請 額

添付書類

- (1) 補助対象経費算定書
- (2) 大会要項
- (3) 大会出場者名簿

様式第2号（第9条関係）

号
年 月 日

様

白浜町長



白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 対象児童生徒

氏 名
学 年
ク ラ ス 等

2. 大会内容

大 会 名
種 目
主 催
開 催 期 間
会 場

3. 交付決定

交 付 額

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

白浜町長 様

学 校 名

学 校 長 名

㊞

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金実績報告書

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1. 対象児童生徒

氏 名
学 年
ク ラ ス 等

2. 大会内容

大 会 名
種 目
主 催
開 催 期 間
会 場

3. 結果内容

結 果

- (1) 補助対象経費精算書
- (2) 主催者等（保護者及び保護者会等を除く。）からの交付の額が確認できる書面等
- (3) 結果報告書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

白浜町長



白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記の件について、白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 対象児童生徒

氏 名
学 年
ク ラ ス 等

2. 大会内容

大 会 名
種 目
主 催
開 催 期 間
会 場

3. 額の確定

確 定 額

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

白浜町長 様

学 校 名

学 校 長 名

㊟

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金精算~~（概算）~~払請求書

白浜町学校教育活動における大会等出場費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 大会の名称
2. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）
金 円也
3. 請求金額算出内訳表（別紙。概算払の請求をするときに限る。）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）